

# 役員等報酬規程

R3.4.1 一部改正  
社会福祉法人 萩の里

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萩の里（以下、「当法人」という。）定款第24条および第9条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員等（週平均2日以上業務にあたる役員）については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等（費用弁償を含む）を支給することができるものとし、退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、評議員会が上限額を**別表第1**として定める。各理事についてはその上限額の範囲内で理事会が決定する。
- (2) 退職手当については、評議員会が上限額を**別表第2**に定める算式により算出される額として定める。対象理事については、都度その上限額の範囲内で理事会が決定する。
- (3) 通勤手当については、職員給与規程**別表3**の規定に準ずる額
- (4) 常勤役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規程に準じた旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、**別表第3**に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に準じた旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、評議員会が上限額を別表第4として定める。各理事についてはその上限額の範囲以内で理事会が決定する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が銀行の休日に当たるときは、その前日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 前条の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成20年2月27日理事会）

この規程の一部改正（別表）は、平成20年3月1日から施行する。

附則（平成26年9月13日理事会）

この規程の一部改正は、平成26年9月18日から施行する。

附則（平成28年3月26日理事会）

この規程の一部改正は、平成28年4月1日から施行する

附則（平成29年4月1日 評議員会）

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

（「役員及び評議員の報酬等に関する規程」から「役員等報酬規程」に改正）

附則（平成31年3月29日 評議員会）

この規程の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。（別表 第3を改正）

附則（令和3年3月27日 評議員会）

この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。（別表 第4を改正）

## 別表 第 1 常勤役員等の報酬（第 3 条(1) 関係）

区 分	報酬の上限額（月額）
理事長業務報酬等	1,000,000 円
業務執行理事業務報酬等	700,000 円
理事業務報酬等	500,000 円

※ 職員給与との併給の場合は、別表 4 に記す。

## 別表 第 2 常勤役員等の退職金算定式（第 3 条(2) 関係）

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数（功績倍率）
--------------------------

在任年数に応じた係数は次のとおりとする。

在任年数	係数（功績倍数）
1年以上 5年未満	2.0
5年以上 10年未満	2.5
10年以上 15年未満	2.8
15年以上	3.0

※ 上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。

ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

## 別表 第 3 非常勤役員等の報酬等（第 4 条関係）

## (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

ア 塩釜市・多賀城市・利府町・七ヶ浜町・松島町	5,000 円
イ アを除く宮城県内	10,000 円
ウ その他	30,000 円

※ なお、宿泊を伴う場合は、職員の旅費規程に準じたその実費相当額を別途支払うことができる。

また、同一日に開催された理事会、評議員会双方に出席の場合は、いずれかの費用弁償はこれを行わない。

(2) 監事が、監査を実施した場合の報酬

監事監査指導報酬	半日	8,000円
	一日	10,000円

(3) 非常勤役員等が上記(1)及び(2)を除く法人及び施設業務のために出勤した場合の報酬

理事・監事・評議員	半日	10,000円
	一日	20,000円

※ 評議員の報酬については、定款第9条の定めにより、各年度の総額が100万円を超えないものとする。

(4) 課税対象報酬額

上記(2)及び(3)の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

(5) 職員を兼ねる非常勤理事については、上記(1)、(3)はこれを支払わない。

**別表 第4 職員給与との併給 (第5条 関係)**

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している次の理事に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する

区 分	役員報酬上限額 (月額)
理事長業務報酬等	700,000 円
業務執行理事業務報酬等	500,000 円
理事業務報酬等	200,000 円